

○文部科学省令第五号
学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。
平成十九年三月三十日
文部科学大臣 伊吹 文明

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。
第四条に次の一項を加える。

第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

第七条の三及び第七条の四中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七条の五中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七条の六中「盲学校、聾学校、養護学校又は」を削る。

第七条の七中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七条の九中（昭和二十二年法律第二十六号）を削る。

第十三条第三項中、「盲学校、聾学校又は養護学校」を、「又は特別支援学校」に、「各号の」を「各号のいずれか」に改める。

第三十条第一項第三号八中、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六十九条の五第一号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 特別支援教育

第七十三条の二の三を削る。

第七十三条の二の二第一項及び第二項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第三項中「盲学校及び聾学校」を「視覚障害者である生徒及び聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に、「特殊の教科」を「自立教科（理療、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科をいう）」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第七十三条の二の四とする。

4 特別支援学校の幼稚部においては、同時に保育される幼児数八人につき教諭一人を置くことを基準とする。

5 前四項の場合において、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、校長若しくは教頭が教諭を兼ね、又は助教諭若しくは講師をもつて教諭に代えることができる。

第七十三条の二中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第七十三条の二の三とする。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。

3 特別支援学校の幼稚部における保育は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の別ごとに行うものとする。

第七十三条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、並びに「特殊学級」を「及び特別支援学級」に改め、同条次に次の二条を加える。

第七十二条の二 特別支援学校においては、学校教育法第七十一条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものを学則その他の設置者の定める規則（次項において「学則等」という。）で定めるとともに、これについて保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

2 前項の学則等を定めるに当たっては、当該特別支援学校の施設及び設備等の状況並びに当該特別支援学校の所在する地域における障害のある児童等の状況について考慮しなければならない。
第七十三条の二の二 特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除き、視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十人以下を、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者身体虚弱者を含む（以下同じ）である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十五人以下を標準とし、高等部の同時に授業を受ける一学級の生徒数は、十五人以下を標準とする。

2 特別支援学校の幼稚部において、教諭一人の保育する幼児数は、八人以下を標準とする。
第七十三条の四第一項及び第七十三条の五第一項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十三条の六を削る。

第七十三条の七中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「養護学校の小学部にあつては、知的障害者」を「知的障害者である児童」に改める。

第七十三条の八第一項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中、「養護学校の中学部にあつては、知的障害者」を「知的障害者である生徒」に改め、同条第三項中、「養護学校の小学部・中学部学習指導要領」を「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」に改める。

第七十三条の九中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、別表第三の下に「及び別表第四」を加え、「盲学校及び聾学校の高等部にあつては、別表第四に定める各教科を含む。」を削り、「科目（養護学校の高等部にあつては、知的障害者」を「科目（知的障害者である生徒」に、「盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」を「特別支援学校高等部学習指導要領」に、「特別活動（養護学校の高等部にあつては、知的障害者」を「特別活動（知的障害者である生徒」に改める。

第七十三条の十中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領及び盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」を「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領」に改める。

第七十三条の十一第一項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「養護学校の」を「特別支援学校の」に改め、知的障害者」の下に「である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒」を加え、同項後段を削る。

第七十三条の十二第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「当該学校に就学することとなつた心身の故障以外に他の心身の故障」を「複数の種類の障害」に改める。

第七十三条の十三中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。
第七十三条の十四中、「生徒の盲学校、聾学校又は養護学校」を「生徒の特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」を「特別支援学校高等部学習指導要領」に、「盲学校、聾学校、聾学校又は養護学校」を「より、特別支援学校」に改める。

第七十三条の十五中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。
第七十三条の十六第一項から第四項までの規定中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第五項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。